



第1章

変わりゆく中小企業の 資金調達環境

「コロナ」から「平時」への変化に備えよ

井上 真伯

一般社団法人神奈川中小企業診断士会 正会員 / Conseil Mobilier 代表
認定事業再生士(CTP) / 中小企業診断士

2020年2月からの新型コロナウイルス感染症に伴う社会経済活動への影響は、2023年5月の法定感染症に係る取り扱いの変更で一区切りが着いた。

コロナ禍の資金繰り支援策の特色は、スピード重視で実施されたことにある。「一時的な施策利用時のモラルハザード発生はやむなし」と割り切り、事後的に対応（処罰）する運用など、従前はあり得ない資金調達環境が作られ、数多の中小企業・小規模事業者がそうした恩恵を受けてきた。

だが、2022年からはコロナ禍の出口を見据えた金融環境の正常化が進み、2024年春以降の資金調達環境は、事業者向け施策と金融監督行政の両面で「新たな」平時体制へ移行することとなる。

本章では、資金繰り施策のみならず、金融監督行政も含めた新たな資金調達環境に関する総論について、歴史的経緯も見ながら述べる。

1 中小企業金融の歴史から見えるもの

(1) 護送船団方式から検査マニュアル主義へ

国の政策で、「中小企業金融」の文字が初登場したのは、1948年8月閣議決定の「中小企業金融対策要綱」である。この後に全国で信用保証協会

が整備され、1950年12月の中小企業信用保険法施行で、現在まで続く信用保証制度が確立された。

一方、金融行政面では、いわゆる「護送船団方式」で、基本的に金融機関は破綻を（さ）せず、業態ごとに担う役割が固定され、中小企業金融を担う金融機関の顔ぶれも事実上、固定されていた。

だが、この形は、1997年11月の北海道拓殖銀行の破綻とその対応策により変化を余儀なくされる。政府の想定を超える「拓銀ショック」による道内経済への影響で、金融監督行政の在り方が問われる事態となった。この結果、大蔵省から金融機関監督業務が金融監督庁（現：金融庁）として切り出され、同庁が「中小・零細企業等」向け融資を主力とする中小・地域金融機関の監督を行うため、2002年4月に「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」（以下、マニュアル）が制定された。以降、2019年12月の廃止まで、実質的に中小企業向け融資を支配する存在となっていた。

(2) マニュアルの「中小企業特性」の功罪

マニュアルの冒頭では、債務者区分（筆者註：返済能力に応じ、融資先を区分するもの）を決める際の検証ポイントで「代表者等との一体性」を

掲げ、①返済要求のない代表者等からの借入金は法人の自己資本と見なす、②代表者個人の収支状況（役員報酬額と法人への役員借入で還流される額）を法人の返済能力に加味する、③代表者等が所有する資産の換価見込額と代表者等が負担する債務の要弁済額を法人の返済能力に加味する、が列挙された。いわゆる「中小企業特性」である。

このため、2005年4月の民法改正による金額と機関の定めがなかった連帯保証（以下、包括根保証）の禁止など、経営者による過度な連帯保証をなくす法制面の動きと逆に、中小企業・小規模事業者の経営者一族の収入や資産を背景とする信用補完が、半ば「推奨される」に至った。

だが、一連の金融検査マニュアルの廃止後も、多くの金融機関で中小企業特性ベースの融資審査が続けられており、十分に留意する必要がある。

(3) 今も続く「金融円滑化法の精神」

2008年9月に発生したリーマン・ショックの国内企業への影響を受けて、2009年12月にいわゆる「金融円滑化法」が施行された。中小企業や個人（住宅ローン）の債務者から申し出があれば、「弁済に係る負担の軽減に資する措置をとるよう努める」義務が金融機関へ課され、元本返済猶予依頼のハードルが劇的に下がることとなった。

また、金融機関はリスクに応じるのみならず、リスク中に「コンサルティング機能を十分に発揮することで、借り手である中小企業者の経営改善が着実に図られ、中小企業者の返済能力の改善等につながる」流れの定着を求められていた。

リーマン・ショックや東日本大震災の影響が一段落した2013年3月に金融円滑化法は廃止となるが、2024年の今も、金融庁は「中小企業等に対する金融円滑化対策について」と題したWebページを残し、金融機関に困窮する中小企業・小規模企業者への誠実な対応を求めている。

(4) 金融支援とその前提を示す「監督指針」

東日本大震災から間もない2011年4月、金融庁は金融円滑化法に基づく監督指針として「コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割」を制定した。この指針では、融資先を「要改善」、「要抜本再生」など、事業の持続可能性に応じた類型に分け、おののに適したソリューション（金融支援）を提供することを求めていた。

だが、専門家として注意すべきは、以下に示す類型を説明する文言の後にある「注1」である。

（注1）この図表の例示に当てはまらない対応が必要となる場合もある。例えば、金融機関が適切な融資等を実行するために必要な信頼関係の構築が困難な顧客企業（金融機関からの真摯な働きかけにもかかわらず財務内容の正確な開示に向けた誠実な対応が見られない顧客企業、反社会的勢力との関係が疑われる顧客企業など）の場合には、金融機関の財務の健全性や業務の適切な運営の確保の観点を念頭に置きつつ、債権保全の必要性を検討するとともに、必要に応じて、税理士や弁護士等と連携しながら、適かつ速やかな対応を実施することも考えられる。

つまり、金融機関が「財務内容の正確な開示に向けた誠実な対応が見られない」と判断すれば、当該先への支援打ち切りは正当な行為となる。

現行の中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（2023年6月適用）においても、当該注記は残されている。2022年12月に定められた「収益力改善支援に関する実務指針」（以下、実務指針）においても、財務内容の正確な開示は資金繰りの蓋然性確認などと併せて、経営改善や抜本再生に向けた支援実施の大前提となっている。